

大阪市監査委員 坂 井 良 和
同 福 田 賢 治
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 20 年 3 月 12 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、市内各区の地区社会福祉協議会を通じて、社会福祉事業の一環として「高齢者食事サービス」事業に対し、1 人 250 円の補助金、運営費、配食補助、検便費用等を補助している。「高齢者食事サービス」事業は、単に食事の提供に留まらず、地域の独居高齢者の安否の確認や地域住民とのコミュニケーションを保つ方法として意義ある事業であり、住之江区住吉川地区社会福祉協議会では、長年にわたり高齢者への食事サービス事業を継続して実施してきた。

ところが、平成 19 年度末の諸会計決算の監査に当たり、監査役が収支の帳票等を検査したところ多くの疑義が生じてきた。市の補助金が食事サービス利用者のために適正に使われておらず、親睦旅行等目的外に支出されている。市の貴重な公金が不正に受給・支出されることは、事業本来の趣旨をないがしろにするものであり直ちに目的外に不正に支出された総額は市に返還されねばならない。

高齢者食事サービスに対する市の補助金は、配食・会食ともに、1 人 250 円、年間の利用実績数分等の金額が交付され、年 2 回前期と後期に食事サービス委員会委員長の口座に区社会福祉協議会より振り込まれ、年度末に実績に応じて調整・精算される。

残金が返金されねばならないことは言うまでもない。

平成 18 年度の住吉川地区社会福祉協議会の補助金は 1,055,900 円が振り込まれている。住吉川食事サービス委員会では、出納簿で明らかなように、利用者から会食は 1 人 1 食 400 円、配食は 1 食 300 円の費用を徴収し、この金額の範囲でその都度献立を考え、食材を購入し調理して提供している。したがって、配食・会食に対する市の補助金の使途は主に米代に支出している。区社会福祉協議会から振り込まれる補助金は、名義人である委員長（兼連合地域振興町会長兼地区社会福祉協議会会長）の口座に振り込まれ、委員長の指示により支出されている。

補助金の不正な収支の事例を挙げると次のとおりである。

- (1) 平成 18 年度の社会福祉協議会決算書の収入欄に、食事サービス補助金等委員長の口座に振り込まれる公金が収入としてあがっていない。
- (2) 毎年振り込まれる補助金は、ほとんどが本来の目的である高齢者の食事に支出されず、委員長の指示による支出以外は口座にプールされ、平成 20 年 2 月 26 日の残高は 5,197,534 円に及んでいる。
- (3) プールされた補助金は、親睦旅行等目的外に支出されている。直近の例では、平成 19 年 11 月 25、26 日に 56 人で滋賀・京都への旅行費用 1,300,000 円を 1 月 16 日に引き出している。11 月の親睦旅行は 1 人 1 万円を自己負担しているが、まさに補助金の目的外使用であり、高齢者への福祉を目的とした補助金の違法支出である。
- (4) 長年、このように公金である補助金を委員長の独断でプールしていること自体補助金の使途目的に反する行為であり、本来、その年度の余剰金は市に返還されねばならない。この違法行為は、事業の目的を無視した高齢者・利用者はもとより、地域住民、ひいては大阪市に対する背任行為であり、到底許せるものでなく、現在通帳等で確認したプール金残額及び目的外に支出された総額、加えてその間の利息の合計額が市に返還されねばならない。あるいは利用者の負担を軽減すべきである。返還請求額は 8,702,466 円＋利息となる。
- (5) さらに、区社会福祉協議会から「小地域ネットワーク活動費」「ネットワーク委員会活動費」等の事業にも補助金が振り込まれているが、すべて同一連合地域振興町会長兼委員長が口座名義人であり、多くの補助金を一手に集めて管理し、監査役はじめ町会役員の求めに対しても頑なに公開・提出を拒んでいる。役員らは、「小地域ネットワーク活動費」約 519 万円、「ネットワーク委員会活動費」約 509 万円の残額を目視により確認している。これらのプール金も同時に返還されるべきである。

以上を踏まえ、請求人らは、監査委員が上記補助金の不正受給額等について過去に遡り関係資料を厳正に検査のうえ、市長に対し返還請求等必要な措置を講ずるよう勸

告することを求める。なお、返還請求対象は住民監査請求要件の期間を徒過したものもあるが、これまで食事サービス委員長以外には知ることができなかつたものであり期間徒過に正当な理由がある。

平成 10 年 4 月から平成 20 年 2 月 26 日までの「食事サービス委員会」口座からの目的外引出金額（詳細不明を含む）は、平成 13 年 2 月 21 日 700,000 円、平成 14 年 9 月 4 日 300,000 円、平成 16 年 2 月 24 日 600,000 円、平成 17 年 2 月 23 日 904,932 円（愛知万博等）、平成 20 年 1 月 16 日 1,000,000 円（前日入金 30 万円を引く。滋賀・京都旅行）の計 3,504,932 円であり、2 月 26 日の通帳残高 5,197,534 円を加えると返還請求額は、合計 8,702,466 円である。

事実証明書・住吉川地区社会福祉協議会決算報告書（平成 18 年度）

- ・食事サービス委員長口座通帳のコピー
（平成 10 年 4 月～20 年 2 月）
- ・食事サービス出納簿のコピー（平成 17 年 12 月～20 年 2 月）
- ・住吉川地区社会福祉協議会組織構成等の資料

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

2 請求の受理

本件請求は、食事サービス委員会（以下「委員会」という。）側が受領した高齢者食事サービス事業補助金（以下「本件補助金」という。）が、目的外に使用されたり、不正にプールされたりしていることが明らかであるにもかかわらず、本市職員等が返還請求権の行使を行わないなど何らの対応もとらず、違法不当に「財産（債権）の管理を怠る事実」がある旨主張しているものと解される。

(1) 監査請求期間の制限の適用の有無

本件請求で問題とされているのは、平成 10 年 4 月以降の目的外使用、不正プール残高と解される。

「怠る事実」については、監査請求期間の制限がないのが原則であり、監査委員が当該「怠る事実」の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求について地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項の規定（1 年の請求期間の制限）は適用されないとされている（最高裁平成 14 年 7 月 2 日判決）。

本件請求においては、請求人の主張する返還請求権は、委員会側による本件補助金の目的外使用や不正プールに基づいて発生するものであり、特定の財務会計上の

行為等が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはなく、監査請求期間の制限の適用はないものと判断する。

(2) 公法上の債権の消滅時効

本件請求においては、平成 10 年 4 月以降の目的外使用、不正プール残高について、本市が委員会側に対して有する返還請求権（債権）が問題とされているが、法第 236 条第 1 項により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅するとされている。

そうすると、本件補助金のうち支出（精算）されてから 5 年以上経過しているものに係る返還請求権は時効により消滅していると解される。

以上により、支出（精算）後 5 年を経過していない本件補助金の委員会側による目的外使用、不正プールについて、本市職員等が委員会側に対して有する返還請求権の行使を「怠る事実」について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

支出（精算）後 5 年を経過していない本件補助金の委員会側による目的外使用、不正プールについて、請求人の主張する事由から、本市職員等に違法不当に「財産（債権）の管理を怠る事実」があるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 20 年 4 月 11 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、大阪市高齢者食事サービス事業補助金交付要綱（平成元年 4 月 1 日制定。以下「要綱」という。）の提出がなされた。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・補助金を支出する市のチェック体制が必要である。
- ・旅行は目的外支出として返還させてほしい。また、口座にある残金についても返還させてほしい。

3 監査対象局の陳述

平成 20 年 4 月 18 日に健康福祉局を監査対象局とし、健康福祉局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 補助金の規定等

法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。

また、監査対象局では、要綱を定めており、その主な内容は、次のとおりである。

ア 目的等

大阪市内に居住する独居、ねたきり高齢者等を対象に、食事サービス事業を行い、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を深めることを目的とし、補助金は、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し交付するとされている。

イ 補助金の対象事業等

食事サービス事業とは、市社協が承認した区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）又は地域（地区・校下）社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）がボランティア等の協力を得て、配食又は会食により定期的に対象者に食事を提供する事業で、食事サービス事業を行うために要する経費を補助対象とし、対象者は、大阪市内に居住する概ね 65 歳以上の者で、一人暮らしの者、高齢者のみの世帯に属する者等とされている。

ウ 補助対象経費

区社協及び地域社協が事業を行うための経費として、1 食につき 250 円の年間活動費（調理に要する経費）や実施回数、調理形態に応じた年間運営費等があり、市社協が事業を行うための経費として、区社協及び地域社協の指導育成等を行うための費用が予算の範囲内において交付できるとされている。

(2) 利用者負担額

利用者負担額は、各地域社協が独自に設定し、1 食当たり概ね 200 円から 400 円程度を徴収している。市社協が作成した大阪市高齢者食事サービス事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 1 日制定）によれば、食事サービス対象者は食事に要する材料費相当額を負担するとされている。

(3) 補助金の交付条件

市社協への補助金交付決定通知には、補助事業の内容について報告を求め、帳簿書類その他の物件を検査することや補助金の収支を明らかにした書類等を 5 年間保存するなどの補助金交付の条件が付されている。

(4) 補助金の返還規定

平成 17 年度以前は、要綱において、市長は、補助金の使用目的が補助金交付の趣旨に添わないと認めるときは、この補助金の全部または一部を取り消し、補助金

の返還を求めることがあるとされている。

平成 18 年度以降については、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）第 17 条において、市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

(5) 補助金事務の主な流れ

ア 補助金の申請

地域社協が食事サービス事業の年間実施計画、役員名簿、ボランティアの台帳を作成して各区社協に提出し、区社協が各地域社協の年間実施計画を取りまとめて、市社協に補助金の交付申請を行う。

市社協は、各区社協の交付申請を取りまとめ、年度初めに大阪市に補助金の交付申請を行う。

イ 補助金の交付決定等

本市は、市社協からの申請内容（事業計画書、収支予算書）を審査のうえ、例年 5 月頃に補助金の交付決定通知を市社協に通知し、上半期分の補助金について概算払を行っている。また、下半期分は例年 10 月に概算払を行っている。

ウ 事業実績報告書の提出

区社協は、各地域社協の事業実施報告書、精算書を取りまとめて市社協に提出し、市社協は、全区の実績・補助金額を取りまとめて事業実績報告書（事業実施報告書、収支決算書）を作成して、例年 5 月に本市に提出する。

エ 補助金額の確定

報告を受けた本市は、内容を確認して補助金額を確定し、例年 5 月に精算を行っている。

(6) 補助金額の確定及び補助事業の収支状況の確認について

市社協への補助金交付決定通知には、事業終了後、事業の実施結果について収支決算書を添えて報告するなどの補助金交付の条件が付されている。しかし、実際の補助金額の確定事務で市社協から提出される収支決算書では、食事サービス事業での利用者負担額が補助事業の収入として計上されておらず、年間活動費（1 食につき 250 円）にその他の補助対象経費を加算した支出のみが計上されていることから、サービス事業全体の収支決算書ではなく、市社協段階での補助金の交付内訳、充当内訳の報告書となっている。地域社協での事業実施段階で、実際の活動費が利用者負担額＋補助額 250 円を上回っているとの前提の下、市社協段階での補助事業の収支という形で収支報告が過去からなされており、本市は、補助金額の精算、確定の際にも、食事サービス事業全体の収支状況は報告させず、また、確認せず、事業量

(配食数等)の増減に伴う補助金額の精算を行ってきた。

なお、平成 17 年度包括外部監査で「本人負担額+補助額が実際の調理費を上回っているかを市は調査し、上回っている場合には市へ返戻させる、又は補助の趣旨に鑑み、高齢者の健康増進及び会食参加へのさらなる誘因となるような食事内容へ改善するよう指導することが必要である。」、「補助先である各地域社協において、調理に要する経費の内容及び証憑は各地域社協で保管され、区社協、市社協、市ではチェックしていないとのことである。少なくとも、区社協がチェックする体制を整えるべきである。」等の意見を付されている。

この意見を受けて、平成 18 年に、監査対象局から、①市社協、区社協と連携して調査の方法等について早急に検討していく、②区社協が各地域社協で事業運営等が適切に行われているかをチェックし、その結果が大阪市及び市社協に報告される体制を整備し、区社協からの報告内容については市社協で確実にチェックするように指導するとともに本市でも最終チェックを徹底するとの見解が示されていたが、②については、平成 19 年 1 月以降、領収書等の写しの地域社協から区社協への提出及び区社協での確認等の市社協・区社協に対する指導は実施しているが、①については、これまで実行されていない。

(7) 補助金交付実績

平成 14 年度から 18 年度までの交付実績は次のとおりである。

平成 14 年度	市社協	227,727,419 円	うち住吉川地域社協	1,058,550 円
平成 15 年度	市社協	234,275,193 円	うち住吉川地域社協	1,184,950 円
平成 16 年度	市社協	239,966,119 円	うち住吉川地域社協	1,178,680 円
平成 17 年度	市社協	247,453,483 円	うち住吉川地域社協	1,156,700 円
平成 18 年度	市社協	225,979,328 円	うち住吉川地域社協	1,155,900 円

(8) 市社協等の概要

ア 市社協

大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 109 条に基づく団体で、昭和 26 年 5 月に設立されている。主な事業内容は、区社協、地域社協への活動支援等の地域福祉並びに在宅福祉サービスの推進、ボランティア・NPO 活動の推進等である。基本金は 3,000 千円で市からの出えんはない。

イ 区社協

区域における地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法第 109 条に基づく団体で、市内各区において各区社協が組織されており、地域福祉の推進を図る事業等を実施するほか、一部の実施事業には市社協を通して市からの補助金等

を受けている。昭和 26 年 1 月以降順次 24 区において設立された。主な事業内容は、地域社協の育成・支援、地域福祉活動推進事業、在宅福祉サービス事業、老人福祉センターの管理代行等である。市、市社協からの出えんはない。

ウ 地域社協

地域社協は、市社協、区社協のように社会福祉法に規定された組織ではないが、323 団体（平成 20 年 4 月 1 日現在）あり、高齢者や障害のある人等すべての住民が安心して暮らせる町づくりをめざして「地域を良くしていこう、地域の福祉を推進しもっと住みよい町にしようという」共通の目的をもった団体・個人が集まり、概ね小学校区を単位として構成される任意の組織で、主な活動内容は、高齢者食事サービス事業、地域福祉活動推進事業である。

住吉川地域社協では、昭和 59 年から高齢者食事サービス事業を開始し、現在では住吉川社会福祉会館・西部会館と住吉川東部社会福祉会館の 2 か所で事業を実施している。

(9) 監査対象局における調査

ア 調査経過

(ア) 平成 20 年 3 月 17、19 日

市社協が保管する本件補助金関係書類（住之江区社協からの申請・実績報告関係等）の内容確認等を行うとともに、事業担当の市社協職員から聞き取り調査を行い、本件補助金関係事務（申請、精算等）を行っている際に、住之江区社協からの書類等では、住民監査請求で請求人が指摘している住吉川地域社協の補助金不正受給等をうかがわせるような書類等はなく、市社協の補助金関係事務には不適切な取り扱いがなかったことを確認した。

(イ) 平成 20 年 3 月 21 日

住之江区社協が保管する本件補助金関係書類（住吉川地域社協からの申請・実績報告関係等）の内容確認等を行うとともに、住之江区社協職員から聞き取り調査を行い、本件補助金関係事務（申請、精算等）を行っている際に、住吉川地域社協からの書類等では、住民監査請求で請求人が指摘している住吉川地域社協の補助金不正受給等をうかがわせるような書類等はなく、住之江区社協の補助金関係事務には不適切な取り扱いがなかったことを確認した。

また、住吉川地域社協会長から住民監査請求で請求人から指摘されている内容について聞き取り調査を行った。補助金を受け入れていた銀行口座からボランティアの親睦旅行費用を支出したこと等、指摘されていることは大筋で事実であることを確認した。しかしながら、会長による私的な流用や着服の事実は確認できなかった。

(ウ) 平成 20 年 4 月 3 日

監査対象局が出納簿、領収書等の確認のため、住吉川地域社協に対して現地調査を実施した。

2 監査対象局の陳述内容等

「高齢者食事サービス事業」に関する補助金の内容であるが、利用者の負担軽減を目的として、活動費として1食当たり250円、実施回数（月1回～週3回以上）と調理形態（ボランティア調理、業者調理）に応じた運営費として年間4万円から28万円、そのほか給食設備費、ボランティアの検便費（1人800円）を補助金として交付している。

また、食事サービス事業は、従前より利用者から利用料を徴収したうえで、実施することとしており、各地域によって金額は異なるが、利用料として1食当たり概ね200円から400円を徴収している。

したがって、食事サービス事業は、本市からの補助金と、この利用者負担額をあわせた額により、事業に係る経費を賄い実施しており、本補助金は利用者負担を軽減することを目的とする奨励補助的な性格を有するものである。

補助金の交付事務の流れは、年度初めに提出された実施計画書に基づいて、上期・下期の年2回概算払を行い、精算方法は、年度末の事業終了後、交付申請時の食数の増減分について追加又は戻入を行っている。

これらの補助金交付及び精算事務については、地域社協から区社協が取りまとめを行い、さらにこれを市社協が取りまとめ、本市に補助金交付申請及び精算報告を行っている。

したがって、本市が直接交付対象としているのは、市社協であり、市社協から区社協を経由して実施主体である地域社協に補助金の交付を行っている。

また、各地域とも本事業実施にあたっては、委員会を組織しており、食事サービス事業に係る補助金は、区社協からこの委員会委員長口座に振り込まれている。

住吉川地域社協の食事サービス事業について、同地域は昭和59年4月に事業開始し、これは全市の実施箇所299地域のうち24番目、住之江区内では2番目に早くから取り組まれており、先発地域として今年で24年の歴史をもつ地域である。

現在では、週1回、約30名への配食サービスの実施、及び月1回、地域の東部・西部社会福祉会館の2か所で約200名余りの高齢者を対象に会食サービスが実施され、多くの高齢者に喜ばれていると聞いている。

また、配食サービスは1食当たり300円、会食サービスは1食当たり400円を、事前に利用者から徴収し、食事献立の企画、食材の購入、調理、配膳・配食から片付けまでを、80名余りのボランティアによって運営され、住吉川地域社協に係る平成14年度から18年度までの5年間での補助金総額は、5,734,780円となっている。

平成 20 年 3 月 12 日に本監査請求を受けた後、本事業を担当する高齢福祉担当において、本市の公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号）に基づく保存年限である平成 14 年度以降の本市に保管された補助金関係書類について調査を行った。

また、本市の補助金交付対象である市社協及び住之江区社協について関係職員からの聞き取りや補助金関係書類を確認したが、いずれも書類上の不備は見受けられなかった。

さらに、市社協に対して、住吉川地域への本件補助金に関する立入調査依頼文書の送付を行ったうえで、4 月上旬に、本市担当職員が、市・区社協担当職員の立会いのもと、住吉川地域社協の実地調査を行った。具体的には、補助受入口座、現金出納簿、領収書等関係書類について調査を行い、さらに関係者からもこれまでの経緯等について聞き取りを行ったところである。

同地域の食事サービス事業の収支等管理については、会計責任者が、補助金の受入口座となっている委員会通帳と現金出納簿により行っている。

委員会通帳については、本市からの補助金だけでなく、区社協や連合町会からの助成金、あるいは個人からの寄付等も含まれている状況となっている。また、現金出納簿については、事業実施の都度の利用者からの利用料と、委員会の通帳から必要に応じて出金された現金に加え、それ以外の現金収入も収入として記載されており、その中から、食材料費や調理器具類の購入等食事サービスに必要な経費等が支出されている。

なお、通帳、出納簿の管理は複数で行っており、通帳からの出金が必要な時に、責任者である会長から伝票印をもらって出金する形式をとっていた。

今回、監査請求において指摘を受けている親睦旅行については、ボランティアの宿泊を伴う研修旅行として、平成 14 年度以降では、平成 16 年 2 月に皆生温泉（48 名参加）、平成 17 年 2 月に山代温泉（41 名参加）、平成 19 年 11 月に京都滋賀方面（56 名参加）と 3 回実施していることを確認したが、この旅行経費の一部については、本市補助金以外の収入も入金されている委員会通帳から出金されている。

旅行に支出された経費については、本人からの参加費のほか、他からの助成金や寄付金等も一部充当されていることから、これらの経費を含めた収支と財源の関係等について、引き続き、精査する必要があると考えている。

なお、監査請求内容にある愛知万博については、地域社協が主催する親睦旅行として、高齢者やボランティア活動者等を対象に地域社協の広報誌等を通じて広く参加を呼びかけて実施しているもので、これに関して通帳、出納簿での現金の入出金は認められなかった。

余剰金に関して、本年 3 月末現在、通帳残高が 4,154,539 円となっている。これは、通帳への収入が本市からの補助金のみならず、過去の連合町会等からの助成金の蓄積、

寄付金等も含まれており、これについても、なお詳細な調査が必要と考えている。

以上が、現段階における調査内容であるが、引き続き調査を行い、今後、速やかに全容を解明したうえで、調査結果に基づいて適正に対処していきたいと考えている。

本事業は多くのボランティアに支えられながら、地域に定着し発展してきた事業であり、今後とも地域福祉を推進するうえで果たすべき役割は大きいものであると考えており、今後、本補助金の透明性の確保に努め、本来の補助目的に沿った執行となるよう、取り組んでいきたいと考えている。

3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 管理を怠るとされる債権の存否

委員会側が、受領した本件補助金を、補助目的に違背する目的外使用を行ったり、各年度内に使用しなかった残額について、本来、本市に返還すべきところ不正にプールしたりしていることは、委員会の口座通帳のコピーや食事サービス出納簿のコピーからして明らかであり、本市は、委員会側による目的外使用及び不正プール（以下「不正行為等」という。）がなければ支出の必要がなかった補助金相当額の損害を被っているのであって、委員会側に対して返還請求権を有していると言ふべきである。

(2) 本市職員等に係る「財産（債権）の管理を怠る事実」の違法不当性

請求人は、委員会側による不正行為等が明らかであるにもかかわらず、本市職員等が何らの対応をとっていない旨主張しているものと解される。

この点、監査対象局は、不正行為等の指摘に応じて調査を行い、事実関係の把握に努めており、速やかに全容を解明したうえで、調査結果に基づいて適正に対処し、委員会側からの返還について検討している旨説明する。

本市職員等としては、本件補助金の使用が適正になされていないのではないかと合理的に疑われるべき具体的な事情があった場合には、補助目的に従って正しく使用されているか否かを疑って具体的な調査をすべき職務上の義務があると言ふべきであり、それにもかかわらず何らの対応等もとらない場合は、違法不当となる場合があると言ふべきである。

そして、調査の結果、不正行為等が判明し返還請求権を有しているにもかかわらず、相当期間それらを行使しない場合には、正当化する特段の事情がない限り財産（債権）の管理を怠るものとして違法であると言ふべきである。

また、返還請求権の不行使があれば、直ちに違法不当な「怠る事実」に該当するわけではなく、何時、いかなる形で債権を行使するかについては、一定程度、本市

職員等の裁量に委ねられるとも言うべき場合もあり、それらが合理性を欠き、裁量権の逸脱等があると認められる場合に、その程度如何によって違法不当性を帯びると解されている。さらには、債権管理が著しく杜撰なため、債権確保が危うくなるような事情がある場合にも違法不当となる場合があると言うべきである。

これらを本件請求についてみると、監査対象局は、当該補助金の事務処理過程における市社協・区社協の介在（本市が補助金を直接委員会に交付しているわけではない）等の事情もあって、単に形式上の書類チェックを実施しているにとどまるのであって、具体的な事業収支状況を把握できておらず、当該補助金自体を、いわゆる「渡し切り」であるかのような甘い認識をもって事務を行ってきた点が見受けられる。（仮に「渡し切り」の扱いが必要、妥当であったのであれば、規定の適法性はさておくとしても、そのような取扱いを定めておくべきであったと言わなければならない。）

また、補助金の使途として事業に協力してくれているボランティア等に報いる支出等も、程度如何では容認しなければ事業が立ち行かないとの懸念や、事業を熱心に行い経費節減に努めた地域ほど補助金の戻入額が増えるというジレンマがある等の事情も想起されるところではあるが、不正プールとされる額が多額に上っている点からして、別途、本件請求の対象外ではあるものの、補助金支出の必要性自体にも問題が生じていた可能性も考えられる。

一般に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにすべき責務を負っているのであり（法第 2 条第 14 項）、地方財政の健全な運営を確保するためには、単に収支の形式的な均衡を保持することだけではなく、経費の支出に当たっては、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えてはならないものとされ（地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条第 1 項）、また、補助金には公益性が要求されている（法第 232 条の 2）ことからすると、問題がないとは言えない。

しかしながら、本件請求の対象である「財産（債権）の管理を怠る事実」の観点からすると、監査対象局は、虚偽精算等を積極的に指南・黙認するなど、委員会側による不正行為等に積極的に関与していたと言うべき事情等はいかがわらず、また、平成 17 年度の包括外部監査結果において当該補助金に係る事務のあり方に意見が付されていたとはいうものの、本件補助金の使用が適正になされていないのではないかと合理的に疑われるべき具体的な事情があったとまでは言えない。

監査対象局は、今般、委員会側による不正行為等の情報に接するや調査を開始し、事実関係の確認を続けており、調査に時間がかかっている点は否めないとはいえ、債権の確定のためには、本件補助金以外の各種入金のある委員会の口座通帳や食事サービス出納簿の関係等について詳細な調査の必要性があるのであって、法令上の

作為義務があるにもかかわらず相当期間履行していないとか、債権の実行が危うくなる蓋然性が高いにもかかわらず何ら手を打たない等の違法事由はうかがわれず、本市職員等による違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとまでは言えない。

4 結 論

以上の判断により、本件請求には理由がない。

（意見）

本件請求についての判断、結論は、本市職員等による違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとまでは言えないため、前記のとおりであるが、委員会側による不正行為等があり、本市に損害が発生していることは明らかである。したがって、本市は、少なくとも支出（精算）後5年を経過してない本件補助金のうち、委員会側に対し、委員会側による不正行為等がなければ支出の必要がなかった補助金相当額について、算定のうえ、しかるべき手続により返還を求めるなど早急に補填措置を講じるべきである。

また、委員会側による不正行為等に気付かず補助金を支出し続けたことは、本市として補助金に対する認識の甘さに起因して審査・チェック体制等が十分ではなかったと言わざるを得ない。監査対象局は、当該補助金に対する認識を改め、この際、補助のあり方や補助要綱の整備、ボランティア等の事業への関わり方等も含めて、原点に立ち返って再検討され、事業自体が衰退するような事態に立ち至るようなことのないよう審査・チェック体制等を見直すとともに、併せて補助金受領者側に対する会計指導等を行うべきである。

なお、特に請求人の求める「小地域ネットワーク活動費」、「ネットワーク委員会活動費」についても、本件補助金と同様の不正等が生じていないか、監査対象局において調査すべきである。